

感染症発生動向調査に基づく流行の警報および
注意報システムによる情報提供要領

1 目 的

県内における感染症発生動向調査の定点把握感染症のうち、流行状況を早期に把握する必要がある疾病について、流行の原因究明や拡大阻止対策を講ずるため、医療機関関係者および県民に対して注意喚起を行うことを目的とします。

2 実施主体および実施機関

(1) 実施主体

滋賀県

(2) 実施機関

滋賀県感染症情報センター(以下「情報センター」という。)

3 警報および注意報の発令基準

厚生労働科学研究費補助金(新興・再興感染症研究事業)による「効果的な感染症サーベイランスの評価並びに改良に関する研究」における「感染症発生動向調査に基づく流行の警報・注意報システム」(以下「警報・注意報システム」という。)の基準を適用します。

4 対象疾患

警報・注意報システムで基準値が定められている以下の疾患とします。

- (1) インフルエンザ
- (2) 咽頭結膜熱
- (3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- (4) 感染性胃腸炎
- (5) 水 痘
- (6) 手足口病
- (7) 伝染性紅斑
- (8) ヘルパンギーナ
- (9) 流行性耳下腺炎
- (10) 急性出血性結膜炎
- (11) 流行性角結膜炎

5 情報提供の方法および時期

(1) 情報提供の方法

①発令時

情報センターは、県のホームページに掲載している滋賀県感染症情報(Shiga Infectious Diseases Weekly Report (以下「SIDWR」という。))に警報・注意報システムから得られた情報を「警報」または「注意報」として掲載するとともに

に、健康医療福祉部感染症対策主管課に提供します。

健康医療福祉部感染症対策主管課は、別添に記載する関係課および各保健所に情報を提供し、必要に応じ報道機関に資料提供します。

また、各課および保健所は、別添に記載する県内市町等関係機関に情報を提供することとします。

②解除時

情報センターは、県のホームページに掲載している「S I DWR」に「警報の解除」または「注意報の解除」として掲載します。

(2) 情報提供の時期

①「警報」の発令

滋賀県の値が別表「警報・注意報の基準値」の警報「基準値」に達した時に発令します。

②「警報」の継続

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、継続の基準を以下のとおりとします。

ア 滋賀県の値が警報の「終息基準値」以上である時は、継続して発令します。

イ 流行が終息傾向となり、継続発令である基準に満たない場合であっても、情報センターは学識経験者等の意見を参考に、健康医療福祉部感染症対策主管課と協議の上、継続して発令することができることとします。

③「警報」の解除

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、解除の基準を以下のとおりとします。

ア 滋賀県の値が警報の「終息基準値」を下回った時に解除します。

イ 学識経験者等の意見を参考に発令を継続している場合、地域での継続した流行が見られない、または終息が確認された時点で、情報センターは健康医療福祉部感染症対策主管課と協議の上、解除することとします。

④「注意報」の発令

滋賀県の値が別表「警報・注意報の基準値」の注意報「基準値」に達した時に発令します。

⑤「注意報」の継続

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、継続の基準を以下のとおりとします。

ア 滋賀県の値が各対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の3疾患のみ）の注意報の「基準値」以上で警報の「開始基準値」に達するまでの間は、継続して発令します。

イ 地域での流行が終息傾向となり、「注意報」の基準に満たない場合であっても、情報センターは学識経験者等の意見を参考に、健康医療福祉部感染症対策主管課

と協議の上、継続して発令することができることとします。

⑥「注意報」の解除

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、解除の基準を以下のとおりとします。

ア 滋賀県の値が各対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の3疾患のみ）の注意報の「基準値」を下回った時に解除します。

イ 学識経験者等の意見を参考に発令を継続している場合、地域での継続した流行が見られない、または終息が確認された時点で、情報センターは健康医療福祉部感染症対策主管課と協議の上、解除することとします。

6 その他

(1) 医療機関における長期休診時のサーベイランスデータの取り扱いについて

医療機関における長期休診時（＊）の発生動向調査報告数（定点把握対象疾患）は、全県的な発生状況を反映していない場合があるため、警報および注意報の発令・解除については該当期間を含む週を除いて判断することとします。

（＊）冬季（年末年始）、春季（ゴールデンウィーク）、夏季（8月15日前後）等

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康医療福祉部感染症対策主管課長が別に定めます。

付 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月7日から施行する。

別 表

警 報 ・ 注 意 報 の 基 準 値

対 象 疾 患	警 報		注 意 報
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	3 0	1 0	1 0
咽 頭 結 膜 熱	3	1	—
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	—
感 染 性 胃 腸 炎	2 0	1 2	—
水 痘	2	1	1
手 足 口 病	5	2	—
伝 染 性 紅 斑	2	1	—
ヘルパンギーナ	6	2	—
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0 . 1	—
流行性角結膜炎	8	4	—

注 1 「開始基準値」、「終息基準値」および「基準値」は、すべて定点あたりの数値です。

注 2 「注意報」欄の「—」は、注意報対象外の疾患です。